

令和 7 年 4 月 1 日

建設工事業者 各位

総務部契約検査課

藤岡市発注建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いの継続について

国が前払金の使途を拡大した特例措置の延長を決めたことを踏まえて、本市における前払金の使途拡大の取扱いについて、下記のとおり継続することといたします。

記

1. 特例措置の内容

これまで前払金を充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとします。

ただし、前払金額の 100 分の 25 を上限とします。

2. 適用対象となる契約

平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに請負契約を締結する建設工事に係る前払金（中間前払金を除く。）が対象で、これまで特例であった使途拡大を恒久化することとします。

なお、対象となる契約は建設工事請負契約のみであり、委託業務等その他の契約は対象外ですのでご注意ください。

※前払金の額が請負代金の 10 分の 4 以内であることに変更はありません。

前払金の使途や払出手続き等については、保証事業会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

藤岡市総務部契約検査課契約係

TEL 0274-40-2223（直通）